

公務員宿舍赤羽住宅（仮称）整備事業に関する国有財産の貸付けに関する契約書（案）

貸付人国（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）との間において、次の条項により国有財産の貸付けに関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、民間資金等の活用による公共施設等の設備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第12条第1項の規定に基づき、次条に掲げる貸付物件を乙に無償で貸し付ける。

第2条（貸付物件）

貸付物件は、次のとおり。

所	在	地	区	分	数	量	備	考
			土	地		m ²		

第3条（貸付物件の用途）

乙は、貸付物件を平成 年 月 日甲との間で締結した公務員宿舍赤羽住宅（仮称）整備事業整備事業 事業契約（以下「PFI事業契約」という。）に基づき、PFI事業契約の履行に必要な範囲で貸付物件を使用しなければならない。

第4条（貸付期間）

貸付期間は、平成 年 月 日から PFI 事業契約に基づく本件宿舍の甲への譲渡までの期間とする。

第5条（物件の引渡し）

甲は、第4条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

第6条（権利譲渡等の禁止）

- 1 乙は、甲の承諾を得ないで、本件使用权を第三者に譲渡してはならない。
- 2 乙は、甲の承認を得ないで、貸付物件上の自己所有の建物その他工作物を使用目的を超えて第三者に使用させてはならない。
- 3 前二項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

第7条（物件保全義務等）

- 1 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。
- 2 乙は、貸付物件に関わる土地の工作物の設置保存の瑕疵によって、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。
- 3 第 1 項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

第 8 条（実地調査等）

甲は、第 6 条、前条第 1 項又は第 2 項に規定する義務に違反したとき、及びその他甲が必要と認めるときは、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考になるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、その質問に対して答弁をせず若しくは偽りの答弁をし、その調査を拒み若しくは妨げ、又はその報告を拒み若しくは怠ってはならない。

第 9 条（違約金）

- 1 乙は貸付物件の乙への貸付期間中に第 6 条に規定する義務に違反したときは、金円を違約金として、甲に支払わなければならない。
- 2 前項に定める違約金は、第 12 条第 1 項に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

第 10 条（甲による契約の解除）

甲は、貸付期間中に国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

第 11 条（PFI 事業契約との関係）

PFI 事業契約が解除その他の理由で期間満了前に終了した場合、本契約は PFI 事業契約の終了と同時に終了するものとする。

第 12 条（損害賠償等）

- 1 乙は、本契約に定める義務に違反したため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、国有財産法第 24 条第 1 項の規定に基づき、本契約が解除された場合において、損失が生じたときは、同条第 2 項の規定に基づきその補償を請求することができる。

第 13 条（必要費等の放棄）

乙は、第 4 条に定める貸付期間が満了し、又は第 10 条及び第 11 条の規定により本契約が終了した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費について、その支出に関し甲の承認を受ける際甲乙協議して甲が償還する旨定められた場合及び PFI 事業契約に定めがある場合を除き、甲に対しその補償等の請求をすることができない。

第 14 条（契約の費用）

本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

第 15 条（信義誠実等の義務・疑義の決定）

- 1 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 乙は貸付物件が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。
- 3 本契約に定めのない事項の生じたとき又は本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

第 16 条（裁判管轄）

本契約に関する訴えの管轄は、関東財務局所在地を管轄とするさいたま地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、各位記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

貸付人 国 契約担当官 関東財務局長
借受人 住所
氏名（名称）